明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(d)　「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)に規定するいずれかの者をいう。

(i)　この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの

(aa)　租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。

(bb)　当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。

(cc)　第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

(ii)　2(a)から(d)までに掲げる適格者

(e)　「関連企業」とは、第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有する企業をいう。

(f)　「総所得」とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいう。

第二十二条　二重課税の除去

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってオランダにおいて租税を課される所得をオランダ内から取得する場合には、当該所得について納付されるオランダの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2　オランダ内から取得される所得が、配当であって、オランダの居住者である法人により当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を当該配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われるものである場合には、当該配当は、日本国の租税の課税標準から除外される。その除外は、日本国の租税の課税標準から配当を除外することに関する日本国の法令の規定（株式の所有に関する要件に係る規定を除く。）に従うことを条件とする。

3　オランダは、その居住者に対して租税を課する場合には、当該租税の課税標準に、この条約の規定に従い日本国において租税を課される所得又は日本国においてのみ租税を課される所得を含めることができる。

4　もっとも、オランダの居住者が、第六条1、3及び4、第七条1、第十条7、第十一条5、第十二条3、第十三条1から4まで、第十四条1及び3、第十七条1及び2、第十八条1(a)及び2(a)並びに第二十条2の規定に従い日本国において租税を課される所得又は日本国においてのみ租税を課される所得であって、3に規定する課税標準に含まれるものを取得する場合には、オランダは、オランダの租税を軽減することによりこれらの所得に対する租税を免除する。この軽減は、二重課税の回避に関するオランダの法令の規定に従って算定される。この場合において、これらの所得は、当該法令の規定の下においてオランダの租税を免除される所得の額に含まれるものとみなす。

5　オランダは、さらに、第十条2及び10、第十一条2、第十三条7、第十五条、第十六条1及び2並びに第十七条3の規定に従い日本国において租税を課される所得について算定されるオランダの租税からの控除を認める（これらの所得が3に規定する課税標準に含まれる場合に限る。）。この控除の額は、これらの所得について日本国において納付した租税の額と同一の額とする。ただし、当該控除の額は、二重課税の回避に関するオランダの法令の定めるところにより、3に規定する課税標準に含まれるこれらの所得が当該法令の規定に基づきオランダが軽減を与える唯一の所得であるとしたならば認められる控除の額を超えないものとする。

この5の規定は、当該法令の規定により現在又は将来認められる租税の軽減を制限しない。ただし、これらの所得について日本国において納付した租税を翌年以後に繰り越すこと及び二以上の国から取得する所得を合計することについてオランダの租税の控除の額を算定する場合に限る。

6　4の規定にかかわらず、オランダは、第七条1、第十条7、第十一条5、第十二条3及び第二十条2の規定に従い日本国において租税を課される所得について、二重課税の回避に関するオランダの法令の規定に基づいてオランダの租税からオランダ以外の国においてこれらの所得に対して課される租税を控除することを認める場合には、これらの所得について日本国において納付した租税をオランダの租税から控除することを認める（これらの所得が3に規定する課税標準に含まれる場合に限る。）。この控除の算定に当たっては、5の規定を適用する。

7　1から6までの規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であってこの条約の規定に従って他方の締約国において租税を課されるもの又は他方の締約国においてのみ租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

第二十三条　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条7、第十二条4又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5　第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又は当該締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四条　相互協議手続

1　一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。